

【北広島市指定管理者指定手続事務取扱要綱】

別記（第5の2関係）

総合点数方式審査要領

- 1 指定管理者の候補者の審査は、選定基準に基づき定める評価項目について、5点又は10点を配点し、提出された申請書類の内容審査等を評価することにより行う。
- 2 評価は、選定委員会の審議により、次の表に掲げるとおり各評価項目ごとに1点から5点まで（10点満点の項目にあつては、2点から10点まで）の5段階評価で採点を行い、その総合点の最も高い申請者を候補者とする。この場合において、総合点の最も高い申請者が複数であるときは、選定委員会の審議により候補者を決定する。

5点満点	10点満点	評価
5点	10点	非常に優れている
4点	8点	優れている
3点	6点	標準
2点	4点	やや劣る
1点	2点	劣る

- 3 2の規定にかかわらず、総合点が各評価項目の配点の合計点の100分の60未満である申請者は、候補者としなない。
- 4 2の規定にかかわらず、5点満点の項目で1点（10点満点の項目にあつては、2点）の採点のある申請者は、候補者としなない。

総合点数方式審査要領の運用について

指定管理者候補者審査要領の各項目の運用は、次のとおりとする。

- 1 基本的に5点満点とし、施設の特性により重点配点とする項目について2倍の10点満点とする。
- 2 提案を求める評価項目に対して、申請者から提案がない場合は、最低点の1点の評価とする。
- 3 総合点で、標準点（5点満点の3点平均をいう。）以上でなければ、指定管理者として管理する効果が期待できないので、指定管理者とするべきではない。
申請者が1団体の場合も適用する。
- 4 1つの評価項目でも極端に評価が低い場合は、総合点が高い場合であっても、指定管理者とするべきではない。
申請者が1団体の場合も適用する。